

議案第13号

鶴ヶ島市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正
する条例について

鶴ヶ島市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成17年条例第8号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年2月22日提出

鶴ヶ島市長 齊藤 芳久

提 案 理 由

都市計画法施行令の一部改正に伴い、市街化調整区域において開発許可等を行うことができる区域に含まない区域を明確化したいので、この案を提出するものである。

鶴ヶ島市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正
する条例

鶴ヶ島市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成17年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「第8条第1項第2号ロからニまで」を「第29条の9各号」に、「第7号」を「第8号」に改める。

第7条ただし書中「第8条第1項第2号ロからニまで」を「第29条の9各号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項、第35条の2第1項又は第43条第1項の規定によりされた許可の申請であつて、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、改正後の第6条ただし書又は第7条ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例による。